群馬県内の事業所さまへ

おまかせください!ストレスチェック

労働者のメンタルヘルス(心の健康)不調の一次予防を目的として、労働安全衛生法の一部改正により、労働者数 50 人以上の事業場において、ストレスチェック制度の実施が義務づけられました。平成 27 年 12 月 1 日が施行日となります。

ストレスチェック制度とは、調査票に基づき高ストレス者および医師による面接指導対象者を選定する「ストレスチェック」とストレスチェックの結果により実施する「医師による面接指導」の2つからなります。

榛名荘病院健康管理センターでは、「ストレスチェック」に対応したプランをご提案させていただきます。**定期健康診断と同時に実施することも可能**ですので、まずはお気軽にご相談ください。

お問い合わせ先

榛名荘病院 健康管理センター

〒370-3347 高崎市中室田町 5989

TEL 027-384-8664

【ストレスチェックの流れ】

赤線 - : 榛名荘病院 健康管理センターが実施

事業所

ストレスチェック担当者

4個人・事業所用

9 必要に応じ意見聴取

7 面接指導の日程等調整



2 ストレスチェック調査票回収

産業医



労働者

1 ストレスチェック調査票記入

榛名荘病院 健康管理センター

3ストレスチェック実施

【実施体制】

- ※共同実施者:榛名荘病院院長 ※共同実施事務従事者:榛名荘病院健康管理センター
- ※使用する調査票:国が推奨する「職業性ストレス簡易調査票(57項目)」
- ※高ストレス者・面接指導の選定方法:国から示された「尺度評価合計方法」にて選定